

京都市告示第479号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年3月29日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 平成23年4月1日 午後2時  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
中山稻荷線	南区久世高田町370番地地先から	旧	メートル 155.40	メートル 21.90 ~ 22.16
	同町377番地地先まで	新	155.40	26.01 ~ 32.70
上久世石見 上里線	南区久世中久世町五丁目310番地地先 内	旧	22.10	8.24 ~ 8.92
		新	22.10	8.62 ~ 9.14

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 平成23年4月1日 午後2時  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世高田2 号線	南区久世高田町376番地地先内	旧	メートル 203.70	メートル 23.20 ~ 37.80
		新	203.70	23.23 ~ 37.60

久世高田4 号線	南区久世高田町401番地地先内	旧	15.10	18.00 ~ 31.00
		新	15.10	18.01 ~ 31.00
久世高田歩 2号線	南区久世中久世町一丁目312番地地先内	旧	38.30	2.50 ~ 4.50
		新	37.80	2.51 ~ 4.50

(建設局土木管理部道路明示課)